

平成24年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要																				
<p>条例案 (1件) 総務部</p>	<p>三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税等についての規定を整備するとともに、医療政策の観点から、非課税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であって病院事業を行うものに係る課税免除措置を新設するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>平成24年度税制改正に伴う規定の整備</p> <p>不動産取得税</p> <p>ア 住宅及び土地の取得に係る税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長する。</p> <p>イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長する。</p> <p>自動車取得税</p> <p>ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の取得に係る非課税措置並びに課税標準及び税率の特例措置について、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、その適用期限を平成27年3月31日まで延長する。</p> <p>イ 一定の先進安全自動車(ASV)及び一定のバリアフリー車両について、平成24年度から平成26年度までの取得に係る課税標準の特例措置を講ずる。</p> <p>軽油引取税</p> <p>軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日まで延長する。</p> <p>自動車税</p> <p>環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、平成26年3月31日まで延長する。</p> <p>病院事業を行う地方独立行政法人に係る課税免除措置の新設</p> <p>県民税</p> <p>非課税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であって、病院事業を行うものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。</p> <p>不動産取得税</p> <p>非課税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であって、病院事業を行うものが当該事業の用に供する不動産で知事が認めるものを取得する場合は、不動産取得税を課さない。</p> <p>自動車取得税</p> <p>非課税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であって、病院事業を行うものが救急車又はへき地巡回診療車を取得する場合は、自動車取得税を課さない。</p> <p>その他規定を整備する。</p>	予 算	1 件	}	議案 1件	条 例 案	1 件	その 他 議 案	1 件	報 告	1 件	認 定 出	1 件	提 出	1 件			計	1 件		
予 算	1 件	}	議案 1件																			
条 例 案	1 件																					
その 他 議 案	1 件																					
報 告	1 件																					
認 定 出	1 件																					
提 出	1 件																					
計	1 件																					